

食事負担金・生活療養費について

令和7年4月現在

① 食事負担金

| 食事（1食あたり） | 一般病棟・ 回復期リハビリテーション病棟 | 地域包括ケア病棟 |
|-------------|-------------------------|--------------------|
| 一般所得 | 510円 | 510円 |
| 住民税非課税世帯（オ） | 240円 ^{※①} | 240円 ^{※①} |
| 低所得Ⅱ（70歳以上） | | |
| 低所得Ⅰ（70歳以上） | 110円 | 140円 ^{※②} |
| 指定難病 | 300円 | 300円 |

※①入院日数が90日を超えると長期該当となり、さらに一食50円の減額になる場合があります。

※②入院日数が90日を超えると長期該当となり、さらに一食30円の減額になる場合があります。

② 生活療養費

※地域包括ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟のみ

| 居住費（1日あたり） | 65歳以上 | 65歳以下 |
|------------|-------|-------|
| | 370円 | |
| | 370円 | |

【長期該当の申請】

入院日数が90日を超えた場合、入院日数が超えた日が分かる書類（領収書）と共に各健康保険の窓口で申請手続きを行っていただき、新たに発行される

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を2階総合受付に提示して下さい。

申請方法について詳しくは、各健康保険の窓口までお問い合わせください。